

○新座市重度心身障がい者福祉手当支給条例

昭和49年12月25日

条例第62号

改正 昭和51年1月6日条例第4号

昭和53年4月1日条例第3号

昭和55年12月24日条例第26号

昭和56年12月25日条例第35号

昭和60年3月30日条例第18号

昭和61年3月31日条例第6号

平成元年3月31日条例第8号

平成5年3月31日条例第3号

平成10年3月30日条例第11号

平成11年3月29日条例第13号

平成12年3月31日条例第23号

平成14年3月29日条例第6号

平成17年3月31日条例第24号

(題名改称)

平成18年3月28日条例第17号

平成21年12月22日条例第35号

令和2年12月18日条例第49号

注 昭和60年3月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この条例は、心身に重度の障がいを有する者（以下「障がい者」という。）に重度心身障がい者福祉手当（以下「手当」という。）を支給することにより、これら障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(平17条例24・一部改正)

(受給資格)

第2条 手当は、市内に住所を有する障がい者で、次の各号のいずれかに該当するものに支給する。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障がい者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級又は2級の身体障がいを有するもの
  - (2) 埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）の規定による療育手帳の交付を受けた者で、当該療育手帳に記載された障がいの程度が（A）、A又はBであるもの
  - (3) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障がい者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所において障がいの程度が最重度、重度又は中度と判定された者
  - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表に定める1級又は2級の精神障がいを有するもの
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、これらの者と同程度以上の障がいの状態にあると市長が認める者
  - (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第1に定める程度の障がいの状態にあると市長が認める者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、手当を支給しない。

- (1) 65歳以上の者（次に掲げる者を除く。）
  - ア 65歳に達する日の前日において前項各号のいずれかに該当していた者で、同日後も引き続き当該いずれかに該当するもの
  - イ 平成21年12月31日以前から引き続き手当（この条例による手当と同種の手当で、他の市町村（特別区を含む。）が支給するものを含む。）を支給されている者
  - ウ 平成21年12月31日において前項各号のいずれかに該当していた者のうち、次号から第5号までのいずれかに該当することにより手当を支給

されていなかった者で、同日後において当該いずれかに該当しなくなったもの

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(2) 規則で定める施設に入所している者

(3) 新座市重度要介護高齢者手当支給条例（昭和48年新座市条例第15号）第4条第1項に規定する重度要介護高齢者手当の受給資格の認定を受けている者

(4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第17条の規定による障がい児福祉手当、同法第26条の2の規定による特別障がい者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の規定による福祉手当の支給を受けている者（埼玉県障害者生活支援事業補助金交付要綱に定める超重症心身障がい児と市長が認める者を除く。）

(5) 手当の支給を受ける月の属する年度分の市町村民税が課される者

（平14条例6・全改、平17条例24・平18条例17・平21条例35・令2条例49・一部改正）

（申請及び認定）

第3条 手当の支給を受けようとする者は、市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

2 前項の申請は、手当の支給を受けようとする者が未成年者であるとき、又は本人の意思で申請行為ができないときは、その者と同居して現にその者を養護している者が代わって行うことができる。

3 市長は、第1項の申請を受けたときは、認定の可否を決定し、その旨を申請者に通知しなければならない。

（平14条例6・全改）

（受給資格喪失の届出）

第4条 前条第3項の認定を受けた者（以下「受給者」という。）は、第2条に規定する受給資格を失ったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（平14条例6・全改）

(手当の額)

第5条 手当の額は、月額5,000円とする。

(令2条例49・一部改正)

(支給期間)

第6条 手当の支給は、第2条に規定する受給資格を有することとなつた日の属する月から、受給資格を失つた日の属する月までとする。

(昭60条例18・平17条例24・一部改正)

(手当の返還)

第7条 偽りその他不正な手段により手当の支給を受けた者があるときは、市長は、当該手当をその者から返還させることができる。

(平14条例6・一部改正)

(受診命令)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、受給者に対し障がいの程度について判定を受けるように命じることができる。

(昭60条例18・平14条例6・平17条例24・一部改正)

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和50年1月1日から施行する。

(新座市重度心身障害児児童手当支給条例の廃止)

2 新座市重度心身障害児児童手当支給条例(昭和45年条例第23号)は、廃止する。

(手当の支給に関する経過措置)

3 この条例施行の際、現に新座市重度心身障害児児童手当の受給資格を有すると認定された者については、第3条第2項の規定により市長の認定を受けたものとみなす。

(新座市重度心身障害児児童手当に関する規定の適用)

4 この条例施行前の新座市重度心身障害児児童手当支給条例による支給については、なお従前の例による。

附 則（昭和 5 1 年条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 5 0 年 1 2 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 5 3 年条例第 3 号）

この条例は、昭和 5 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 5 5 年条例第 2 6 号）

この条例は、昭和 5 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 5 6 年条例第 3 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 6 0 年条例第 1 8 号）

この条例は、昭和 6 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 6 1 年条例第 6 号）

この条例は、昭和 6 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年条例第 8 号）

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年条例第 3 号）抄

1 この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 0 年条例第 1 1 号）

この条例は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 1 年条例第 1 3 号）

この条例は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 2 年条例第 2 3 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 4 年条例第 6 号）

この条例は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 7 年条例第 2 4 号）

1 この条例は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の新座市重度心身障がい者福祉手当支給条例第 6 条の規定は、この条例の施行の日以後に受給資格を有することとなった者に係る手当について適用

し、同日前に受給資格を有することとなった者に係る手当については、なお従前の例による。

附 則（平成18年条例第17号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第35号）

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（令和2年条例第49号）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の新座市重度心身障がい者福祉手当支給条例の規定は、令和3年4月分以後の月分の重度心身障がい者福祉手当について適用し、同年3月分までの重度心身障がい者福祉手当については、なお従前の例による。